

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	フランスにおける憲法解釈機関としてのコンセイユ・デタ 行政部
他言語論題 Title in other language	The Administrative Departments of the « Conseil d'État » as Interpreters of the Constitution in France
著者 / 所属 Author(s)	奥村 公輔 (Okumura, Kousuke) / 駒澤大学法学部准教授
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
出版者 Publisher	国立国会図書館 調査及び立法考査局
通号 Number	783
刊行日 Issue Date	2016-4-20
ページ Pages	87-107
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	フランスのコンセイユ・デタ行政部は、政府から諮問を受けた際に、憲法解釈を示すことがある。しかし、コンセイユ・デタ行政部の憲法解釈は、政府を拘束せず、政府は独自に憲法解釈を行い得る。

*掲載論文等のうち、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

フランスにおける憲法解釈機関としてのコンセイユ・デタ行政部

奥村 公輔

(本稿は、憲法課が執筆を委託したものである。)

目 次

はじめに

I コンセイユ・デタ概説

- 1 コンセイユ・デタ行政部の組織
- 2 コンセイユ・デタ行政部の権限

II コンセイユ・デタ行政部による憲法解釈

- 1 2つの局面におけるコンセイユ・デタ行政部の憲法解釈
- 2 法令案の審査における憲法解釈
- 3 法律問題への意見付与における憲法解釈
- 4 コンセイユ・デタ行政部による憲法解釈と政府との関係

III コンセイユ・デタ行政部による憲法解釈の実例

- 1 コンセイユ・デタ行政部意見の憲法解釈が尊重されなかった事例
- 2 コンセイユ・デタ行政部意見の憲法解釈が尊重された事例

おわりに

要 旨

- ① 内閣法制局の起源は、明治初期の参事院にあるが、その参事院は、フランス第三共和制期（1870～1940年）の CONSEIL D'ÉTAT にその範を採ったものと言われている。フランスの CONSEIL D'ÉTAT は、1799年にナポレオンによって創設されたが、その後の種々の政治形態においてその態様は変化しながら、今日の第五共和制においても存続している。現在のフランスの CONSEIL D'ÉTAT は、行政部と訴訟部に大きく分かれている。
- ② フランスの CONSEIL D'ÉTAT 行政部は、政府提出法律案の提出や命令案の制定の際に政府により義務的諮問を受けてその意見を述べることを通じて、また、広く法律問題について政府により任意に諮問を受けて意見を述べることを通じて、法制諮問機関としての役割を果たしている。また、2008年7月の憲法改正後は、議員提出法律案についても任意に議長から諮問を受けることができるようになった。
- ③ CONSEIL D'ÉTAT 行政部は、法令案についての諮問や法律問題についての諮問を受けた際に、憲法解釈を示すことがある。第五共和制の下では、CONSEIL D'ÉTAT 行政部は、特に政府提出法律案についての義務的諮問を受けた際には、1971年結社法判決によって憲法院の違憲審査が活発化して以降、憲法院の判例を参照して、政府提出法律案の憲法適合性を審査している。また、第五共和制の下では、CONSEIL D'ÉTAT 行政部は、頻繁に政府から法律問題についての任意的諮問を受けており、その中で憲法解釈を示すことがある。
- ④ CONSEIL D'ÉTAT 行政部の意見は諮問的価値しかなく、政府を拘束しない。その意見の中で示された憲法解釈も、当然諮問的価値しか有せず、政府を拘束しない。したがって、政府は、CONSEIL D'ÉTAT の憲法解釈に従う必要はなく、独自に憲法解釈を行い得る。この点、わが国の慣行上、内閣の憲法解釈は内閣法制局の憲法解釈と一体化しており、従来、内閣法制局の示した憲法解釈を内閣が採用しないということはなかった。したがって、フランスにおける政府の憲法解釈と諮問機関たる CONSEIL D'ÉTAT の憲法解釈との関係と、わが国における内閣の憲法解釈と補助機関たる内閣法制局の憲法解釈との関係は、大きく異なっている。

はじめに

わが国において、特に2014（平成26）年7月の集団的自衛権に関する内閣の憲法解釈変更以降、内閣及び内閣法制局による憲法解釈と両者の関係について注目が集まっている。内閣法制局は、内閣に置かれる機関⁽¹⁾であり、内閣の補助機関であるとされているが、意見事務及び審査事務⁽²⁾を通じて、国政において重要な役割を果たし、とりわけ、内閣が憲法解釈をする際に、重要な役割を果たしている。この点、わが国の慣行上、内閣の憲法解釈は内閣法制局の憲法解釈と一体化しており、従来、内閣法制局の示した憲法解釈を内閣が採用しないということはなかった。

ところで、内閣法制局の起源は、明治初期の参事院にあるが、その参事院は、フランス第三共和制期（1870～1940年）のコンセイユ・デタにその範を採ったものと言われている⁽³⁾。フランスのコンセイユ・デタは、1799年にナポレオンによって創設されたが、その後の種々の政治形態においてその態様は変化しながら、今日の第五共和制においても存続している。よく知られているとおり、フランスのコンセイユ・デタは、行政部と訴訟部に大きく分かれており、訴訟部は最高行政裁判所としての機能を果たしている。一方で、行政部は、法律案の提出や命令の制定の際に諮問を受けて意見を述べることを通じて、また、広く法律問題についての諮問を受けて意見を述べることを通じて、法制諮問機関としての役割を果たしている。そして、コンセイユ・デタ行政部は、わが国の内閣法制局と同様に、そのような諮問に際して、憲法解釈を行うことがある。しかし、後で見るとおり、フランスにおいて、政府は、コンセイユ・デタ行政部の示した憲法解釈に必ずしも従うわけではなく、政府は独自に憲法解釈を行っている。本稿は、コンセイユ・デタ行政部の示す憲法解釈と政府の憲法解釈との関係を明らかにするものである。

I コンセイユ・デタ概説

1958年に制定された第五共和制憲法（以下「1958年憲法」という。）は、コンセイユ・デタの組織や権限について独立の章を設けて規定しておらず、幾つかの条文においてコンセイユ・デタの権限を定めているのみである。これは、コンセイユ・デタが1958年憲法以前から存在しており、憲法がその存在を前提としている機関であることを示している⁽⁴⁾。このように、1958年憲法はコンセイユ・デタの組織や権限を包括的に規定しておらず、これらの詳細は、訴訟部（section du contentieux）ばかりでなく行政部（sections administratives）についても行政裁判法典において定められている。

コンセイユ・デタ長官の称号は、伝統的に首相に与えられ、実際には、司法大臣がその任務を代理している。それは、首相がコンセイユ・デタ総会（assemblée générale du Conseil d'État）を主

* 本稿におけるインターネット資料の最終アクセス日は、平成28年3月2日である。

(1) 内閣法制局設置法（昭和27年法律第252号）第1条

(2) 審査事務については内閣法制局設置法第3条第1号に、意見事務については同条第3号に規定されている。

(3) 内閣法制局百年史編集委員会編『内閣法制局百年史』内閣法制局，1985，p.12.

(4) 滝沢正『フランス法 第4版』三省堂，2010，p.146.

宰することができる⁽⁵⁾ことに由来している。しかし、実質的に CONSEIL D'ÉTAT・データを統轄し、指揮しているのは副長官である⁽⁶⁾。

CONSEIL D'ÉTAT・データ総会には、全員総会 (assemblée générale plénière) と通常総会 (assemblée générale ordinaire) とがある。全員総会には、副長官、部会長及び評定官 (conseiller d'État) が投票権をもって参加し、調査官 (maître des requêtes)⁽⁷⁾ 及び傍聴官 (auditeur)⁽⁸⁾ は発言権のみをもって参加する⁽⁹⁾。これに対し、通常総会には、副長官、部会長、1名の訴訟部の部会長補佐、行政部の部会長補佐、10名の訴訟部所属の評定官及び1名の行政部所属の評定官が投票権をもって参加し、他の CONSEIL D'ÉTAT・データ構成員は発言権のみをもって参加する⁽¹⁰⁾。

1 CONSEIL D'ÉTAT・データ行政部の組織

既に述べたとおり、CONSEIL D'ÉTAT・データは、行政部と訴訟部に分かれている⁽¹¹⁾。このうち訴訟部は、最高行政裁判所としての役割を果たしている。ここでは、主に CONSEIL D'ÉTAT・データ行政部の組織について見ていく。

(1) 行政部の6つの部会

まず、CONSEIL D'ÉTAT・データ行政部は、内務部会 (section de l'intérieur)、財務部会 (section des finances)、公土木部会 (section des travaux publics)、社会部会 (section sociale)、行政部会 (section de l'administration)、報告及び調査部会 (section du rapport et des études) の計6部会から成っている⁽¹²⁾。前5部会が諮問機関であり、後述するように、それぞれ、管轄の省庁に関する事案を扱う権限を与えられている。これに対して、報告及び調査部会は、そのイニシアティブにより、望ましいと考える法律、命令及び行政上の諸改革を、一般的利益のために、公権力に対して提案する権限を有する部会である⁽¹³⁾。

(2) 部会の構成

各部会には、1名の部会長⁽¹⁴⁾がおり、当該部会の業務を指揮している。内務・財務・公土木・社会・行政の各部会は、部会長1名、少なくとも6名の一般職の評定官⁽¹⁵⁾と、若干名の特別職の評定官⁽¹⁶⁾、調査官及び傍聴官で構成される⁽¹⁷⁾。

(5) 行政裁判法典 L 第 121-1 条第 2 項

(6) 行政裁判法典 L 第 121-1 条第 1 項。なお、副長官は、司法大臣の提案に基づき、大臣会議を経たデクレにより任命される (同法典 L 第 133-1 条)。

(7) 調査官は、司法大臣の提案に基づき、通常デクレによって任命される (行政裁判法典 L 第 133-4 条第 1 項)。部会に所属する調査官は、部会におけるあらゆる問題について投票権を有する。

(8) 傍聴官は、一級傍聴官と二級傍聴官に分けられる。一級傍聴官は、司法大臣の提案に基づき、通常デクレによって任命される (行政裁判法典 L 第 133-5 条)。二級傍聴官は、国立行政学院の卒業生の中から成績に応じて任命される (同法典 L 第 133-6 条)。

(9) 行政裁判法典 R 第 123-13 条。なお、調査官及び傍聴官は、自身が報告者の場合は投票権 (voix délibérative) を有する。

(10) 行政裁判法典 R 第 123-14 条。なお、他の CONSEIL D'ÉTAT・データ構成員は、自身が報告者の場合は投票権を有する。

(11) 行政裁判法典 L 第 121-3 条

(12) 行政裁判法典 R 第 123-2 条

(13) 報告及び調査部会は、1985 年 1 月 24 日デクレによって設置された。

(14) 部会長は、司法大臣の提案に基づき、大臣会議を経たデクレにより任命される (行政裁判法典 L 第 133-2 条)。

(3) 審議方法

後述するように、コンセイユ・デタ行政部は様々な場面で意見を答申するが、そのための審議は、通常、各部会が単独で進める。複数の部会に関係する問題は、合同部会 (sections réunies)、あるいは、各部会からの代表者が集まって組織した委員会 (commission composée de représentants de chacun des sections en cause) で取り扱われる。また、重要な問題は、コンセイユ・デタ総会によって審議される。さらに、これらとは別に、政府が緊急を要すると考える法律案及びオルドナンス⁽¹⁸⁾案の諮問に応ずるために、常設委員会 (commission permanente) がある⁽¹⁹⁾。

2 コンセイユ・デタ行政部の権限

コンセイユ・デタ行政部が意見を答申することができるとする根拠規定は、1958年憲法及び行政裁判法典⁽²⁰⁾に見られる。

(1) 法令案の審査

コンセイユ・デタ行政部の法令案の審査に関する権限は、1958年憲法においては第39条第2項・第5項、第38条第2項及び第37条第2項で、行政裁判法典においてはL第112-1条で規定されている。このコンセイユ・デタ行政部による法令案の審査は、わが国における内閣法制局の審査事務に相当するものである。

(i) 政府提出法律案の審査

1958年憲法第39条第2項は、「政府提出法律案⁽²¹⁾は、コンセイユ・デタの意見を聴いた後に、大臣会議で審議決定し、両議院のいずれかの理事部に提出する」と定めている。この規定により、政府提出法律案 (projet de loi) は全てコンセイユ・デタへの諮問が義務付けられる⁽²²⁾。この規定は、1945年7月31日オルドナンス第21条⁽²³⁾が、コンセイユ・デタに政府提出法律案

(15) 一般職の評定官は、司法大臣の提案に基づき、大臣会議を経たデクレにより任命される (行政裁判法典L第133-3条第1項)。部会に所属する一般職の評定官は、部会におけるあらゆる問題について投票権を有する (同法典R第123-6条第4項)。

(16) 特別職の評定官は、司法大臣の提案に基づき、更新なしの5年の任期で、大臣会議を経たデクレにより任命される (行政裁判法典L第121-4条第1項及び第121-5条)。部会に所属する特別職の評定官は、部会におけるあらゆる問題について投票権を有する (同法典R第123-6条第4項)。

(17) 行政裁判法典R第123-6条。コンセイユ・デタの位階の序列において、評定官は最上位に、調査官は中間に、傍聴官は最下位に位置する。

(18) オルドナンスとは、法律事項 (1958年憲法第34条) についての議会による政府への授権によって、政府が制定する特別の命令 (政令) を指す。これは1958年憲法第38条によって認められている。

(19) 行政裁判法典R第123-21条第1項。常設委員会の構成員については、同法典R第132-22条を参照。

(20) 以前は、コンセイユ・デタの権限は、1945年7月31日オルドナンス第1708号及び1963年7月30日デクレ第766号によって定められていたが、2000年5月4日オルドナンス第387号及び2000年5月4日デクレ第388号・第389号によって、行政裁判法典で規定されることとなった。

(21) 執行府における法律案提出権は、憲法第39条第1項により首相に帰属するが、同条第2項により執行府提出法律案は大臣会議で審議決定され、その大臣会議は大統領により主宰される。したがって、執行府提出法律案の提出には大統領も関与しているので、「projet de loi」を大統領をも含意する「政府」提出法律案と訳すこととする。なお、本稿では、執行府について、大統領を含む場合を「政府」、大統領を含まない場合を「内閣」とする。

(22) なお、政府提出法律案についてのコンセイユ・デタによる具体的な審査手続については、以下の文献を参照。
Alain Plantey, “Le rôle du Conseil d’État dans la confection de la loi,” Roland Drago, dir., *La confection de la loi*, Paris: PUF, 2005, pp.55-58.

とオルドナンス案の準備に参加する機能を与えたことに由来している。第四共和制憲法（以下「1946年憲法」という。）は、政府提出法律案の CONSEIL D'ÉTAT への諮問に関する規定を有していなかったが、1958年憲法第39条第2項は、これを規定し、憲法上の義務手続としたのである。

しかし、1958年憲法第39条第2項は、「政府提出法律案」と定めるだけである。周知のとおり、フランスには、議会で審議される法律には、通常法律のほか、憲法附属法律 (loi organique)⁽²⁴⁾、予算法律 (loi de finances)、社会保障財政法律 (loi de financement de la sécurité sociale)、憲法改正法律 (loi constitutionnelle)⁽²⁵⁾ があり、さらに、議会手続を経ず国民投票によって成立する国民投票法律 (loi référendaire) がある。これらの多くが政府提出法律案によっているが、ここで、全ての政府提出法律案が CONSEIL D'ÉTAT の審査に付されなければならないのが問題となる。

実際の運用においては、政府提出の通常法律案、憲法附属法律案⁽²⁶⁾、予算法律案、社会保障財政法律案及び憲法改正法律案⁽²⁷⁾、さらに、国民投票法律案も、CONSEIL D'ÉTAT への諮問に付されている⁽²⁸⁾。

これに対し、憲法第44条第1項の法律案修正権に基づいて国会での審議中に提出される内

(23) 1945年7月31日オルドナンス第21条第1項は「CONSEIL D'ÉTAT は、1945年7月31日オルドナンスが規定する条件の下で、法律及びオルドナンスの制定に参加する」と定めていた。

(24) フランスにおける「loi organique」は、わが国では通常、「組織法律」と訳される。しかし、「loi organique」は、「組織」に関する法律のみを指すわけではない。この点、大石眞教授は、憲法附属法を、「国政の組織と運営に必要な規範、すなわち実質的意味の憲法に属する法規範であって、憲法典を補充する意味をもつ規範又はそれを内容とする議会制定法」と定義し、その上で、フランスの「loi organique」に「憲法附属法」の訳を充てている。大石眞「憲法典と憲法附属法」『憲法秩序への展望』有斐閣、2008、pp.9-12。本稿も、大石教授の用語法に従い、「loi organique」に「憲法附属法律」の訳を充てる。

(25) フランスにおける「loi constitutionnelle」は、「憲法的法律」と訳されることが多いが、これは実質的に憲法を改正するための法律なので、本稿では「loi constitutionnelle」に「憲法改正法律」と訳を充てる。なお、政府提出の憲法改正案については、1958年憲法第42条第2項では、「projet de révision constitutionnelle」、第89条第2項及び第3項では「projet de révision」という文言が用いられ、また、議員提出の憲法改正案については、第89条第2項で「proposition de révision」という文言が用いられているが、実務上は、それぞれ、「projet de loi constitutionnelle」及び「proposition de loi constitutionnelle」として提出されている（小林公夫『主要国の憲法改正手続』（調査資料2014-1-a 基本情報シリーズ⑩）国立国会図書館調査及び立法考査局、2014、p.17。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8727475_po_201401a.pdf?contentNo=1> 参照）。

(26) 憲法第46条が定める憲法附属法律の採択手続は、憲法附属法律案の CONSEIL D'ÉTAT への諮問について言及していないが、政府提出法律案の起草手続に関する第39条の規定を排除するものではない。Yves Gaudemet et al., *Les grands avis du Conseil d'État*, 2^e éd., Paris: Dalloz, 2002, p.22.

(27) 憲法改正手続を定める憲法第89条は、大臣会議での審議決定の前に憲法改正案を CONSEIL D'ÉTAT へ諮問する必要性に言及していないが、慣行上、CONSEIL D'ÉTAT への諮問が行われている。また、第11条に基づいて、通常法律案の国民投票の方法による憲法改正手続を行う際にも、CONSEIL D'ÉTAT への諮問が行われている。ibid., pp.21-22。Ⅲで見ると、第11条に基づいて憲法改正の国民投票が行われた例としては、1962年と1969年のド・ゴール大統領によるものがある。なお、第89条に基づく憲法改正法律案が憲法第39条の「政府提出法律案」として CONSEIL D'ÉTAT への審査に付されなければならないかどうかについては、学説上では争いがある。つまり、CONSEIL D'ÉTAT への諮問が当然には義務付けられないとする見解（例えば、René Chapus, *Droit administratif général*, t.1, 15^e éd., Paris: Montchrestien, 2001, p.456）と、CONSEIL D'ÉTAT への諮問が義務付けられるとする見解（例えば、Guy Braibant et Bernard Stirn, *Le droit administratif français*, 7^e éd., Paris: Presses de Sciences po, 2005, p.556）とが対立している。

(28) Yves Gaudemet, “Le Conseil constitutionnel et le Conseil d'État dans le processus législatif,” Robert Badinter et Marceau Long, dir., *Conseil constitutionnel et Conseil d'État: colloque des 21 et 22 janvier 1988 au Sénat, Salle Medicis, Palais du Luxembourg*, Paris: LGDJ, 1988, p.87.

閣の修正案 (amendement) については、憲法院判決によれば、CONSEIL D'ÉTAT への諮問を経る必要はないとされている⁽²⁹⁾。

また、慣行として、政府提出法律案に関する CONSEIL D'ÉTAT 意見は、その法律が憲法院に提訴されたら、憲法院に送付される⁽³⁰⁾。

(ii) 議員提出法律案の審査

憲法第 39 条第 5 項は、議院の議長が、議員提出法律案 (proposition de loi) について CONSEIL D'ÉTAT の意見を求めることができる旨を規定している。これは、2008 年 7 月の憲法改正によって導入されたもので、この改正前は、慣行上、議員提出法律案は CONSEIL D'ÉTAT への諮問に付されていなかった⁽³¹⁾。この議員提出法律案についての意見の答申権限は、行政裁判法典 L 第 112-1 条第 2 項⁽³²⁾においても確認されている。

(iii) オルダナンス案の審査

憲法第 38 条第 2 項は、「オルダナンスは、CONSEIL D'ÉTAT の意見を聴いた後に、大臣会議で定める」と規定している。この規定により、オルダナンス⁽³³⁾案は全て CONSEIL D'ÉTAT への諮問が義務付けられる。この規定も、第 39 条第 1 項と同様に、1945 年 7 月 31 日オルダナンス第 21 条に由来し、憲法準則となったものである⁽³⁴⁾。

ただし、例外として、憲法第 47 条第 3 項及び第 47-1 条第 3 項が定めるオルダナンス⁽³⁵⁾については、CONSEIL D'ÉTAT へ諮問されないとされている⁽³⁶⁾。

(iv) 命令事項について定めた法律を改正するデクレ案の審査

憲法第 37 条第 2 項第 1 文は、「これらの諸事項 [引用者注：命令事項] について定められた法律形式の法文は、CONSEIL D'ÉTAT の意見を聴いた後に定められるデクレによって改正することができる」と規定している。この規定は、1958 年憲法成立前に制定された法文で、今日では

⁽²⁹⁾ C.C., Décision n° 93-329 DC du 13 janvier 1994, *Rec.*, p.9. なお、同判決によれば、執行府提出の修正案については、CONSEIL D'ÉTAT への諮問だけでなく、大臣会議での審議決定も不要とされているので、執行府の修正案の作成に大統領は関与しない。したがって、執行府の修正案の提出主体は「内閣」である。

⁽³⁰⁾ Yves Gaudemet, “La VI^e République? Quel Conseil d’État?” *Revue du droit public et de la science politique*, 2002, p.381; Michel Roux, “La fonction consultative du Conseil d’État,” *Revue administrative*, n° spécial, 1999, p.21.

⁽³¹⁾ 2008 年憲法改正前は、憲法第 39 条は「政府提出法律案」と定めるだけで、議員提出法律案については言及しておらず、議員提出法律案を CONSEIL D'ÉTAT に付託することができるのかが問題となったが、慣行上、議員提出法律案は、CONSEIL D'ÉTAT の審査には付されていなかった。学説も、CONSEIL D'ÉTAT は政府のみの諮問機関であり、CONSEIL D'ÉTAT への諮問は政府の利益になるように行わなければならないとして、議員提出法律案を CONSEIL D'ÉTAT の審査に付することはできないとしていた。Gaudemet, *op.cit.*(28), p.90.

⁽³²⁾ 同項は、「議院運営に関する 1958 年 11 月 17 日オルダナンス第 1100 号を改正し、行政裁判法典を補完することを目的とする 2009 年 6 月 15 日法律第 689 号」第 1 項によって追加された。

⁽³³⁾ オルダナンスは、議会による承認の前には、法的効力を有する法文の地位を有していない。これは CONSEIL D'ÉTAT 訴訟部及び憲法院によって確認されている。C.E., 3 novembre 1961, *Damiani, Rec.*, p.607; C.C., Décision n° 72-73 L du 29 février 1972, *Rec.*, p.31.

⁽³⁴⁾ 1946 年憲法は、オルダナンスについても、CONSEIL D'ÉTAT への諮問を義務付ける規定を有していなかった。

⁽³⁵⁾ 1958 年憲法第 47 条第 3 項は、「国会が 70 日以内に意思決定しなかった場合には、予算法律案の諸規定は、オルダナンスにより発効させることができる」と定め、また、第 47-1 条第 3 項は、「国会が 50 日以内に意思決定をしなかった場合には、社会保障財政法律案の諸規定はオルダナンスにより発効させることができる」と定めている。

⁽³⁶⁾ Michel Lascombe, *Le droit constitutionnel de la V^e République*, 8^e éd., Paris: L’Harmattan, 2002, p.335.

命令事項とされるものは、conseil d'Étatの諮問を経たデクレ⁽³⁷⁾で変更されるとするものである。1958年憲法成立後に制定された法文で、今日では命令事項とされるものについては、憲法院が命令の性格を持つと宣言すれば、conseil d'Étatの諮問を経たデクレで変更される(同項第2文)。

(v) デクレ案の審査

行政裁判法典L第112-1条第3項は、「conseil d'Étatは、デクレ案について、及び、その他の全ての法文案であってconseil d'Étatの関与が憲法、法律若しくは命令の規定により予定されているもの又は政府により付託されるものについて、意見を述べる」と規定している。この条文は、まず、デクレ案についてのconseil d'Étatへの諮問を定めている。さらに、様々な法文案についてのconseil d'Étatへの諮問を定めている。ただし、全てのデクレ案についてconseil d'Étatへの諮問が義務付けられるわけではなく、conseil d'Étatへの諮問が任意的なものもある。これは、デクレに委任する個々の法律が、conseil d'Étatへの諮問が義務的であることを意味する「conseil d'Étatの議を経たデクレ (décret en Conseil d'État)」に委任しているかどうかによって違いが現れるのである。conseil d'Étatの議を経たデクレは、その形式として、「conseil d'État了承 (le Conseil d'État entendu)」と記載される。conseil d'Étatの議を経たデクレは、conseil d'Étatの議を経ない単純デクレによって修正することはできず、conseil d'Étatの議を経たデクレによってのみ修正することができる⁽³⁸⁾。これに対して、政府は、デクレ案について、法律がconseil d'Étatへの諮問を義務付けていない場合にも、任意にconseil d'Étatに諮問することができる。このデクレは、「conseil d'Étatの意見を聴いた (après avis du Conseil d'État)」と記載される。

(2) 法律問題に対する意見付与

次に、conseil d'État行政部は、具体的な法令案の審査を離れて、法律問題について政府によって任意に諮問される。これは、わが国における内閣法制局の意見事務と類似する制度である⁽³⁹⁾。

(i) 概説

conseil d'Étatは、実施中の法律及び行政行為の解釈について、あるいは、政府が意図している措置の適法性に関して、首相又は大臣によって諮問される。その他、あらゆる法律問題又は行政上の問題について政府によるconseil d'Étatへの任意的諮問が可能である。この任

⁽³⁷⁾ 第五共和制におけるデクレとは、大統領又は首相のなす一方的行政行為を指す。デクレは、内容的には、①一人又は複数の特定の者に関する個別デクレ (décret individuel) と、②国民全般又は不特定多数に対し一般的な規範的効力を有する一般規制デクレ (décret réglementaire) とに分けられる。また、形式的には、a)首相(例外的に大統領)のみによって制定される単純デクレ (décret simple)、b)大臣会議によって制定される大臣会議を経たデクレ (décret en Conseil des ministres)、c)conseil d'Étatへの義務的諮問の後に制定されるconseil d'Étatの議を経たデクレ (décret en Conseil d'État) などに分類される。

⁽³⁸⁾ Gaudemet et al., *op.cit.*(26), p.26.

⁽³⁹⁾ 内閣法制局自身は、意見事務について、「法令の解釈に関し、各省庁において疑義がある場合又は関係省庁間において争いがあるような場合、各省庁からの求めがあれば、当局は、これに応じて当該法律問題に対する意見を述べることになる」(内閣法制局百年史編集委員会編 前掲注(3), p.265)と述べており、後述するように、conseil d'État行政部の法律問題に対する意見付与権限の方が大きいと思われる。

意的諮問において、コンセイユ・デタ行政部の権限は無制限であり、それゆえにコンセイユ・デタ行政部にとって、最も重要な制度であると言われている。

(ii) 根拠規定

この任意的諮問の根拠規定として、行政裁判法典 L 第 112-2 条は、「コンセイユ・デタは、首相又は大臣により、行政事項において生じた問題について、諮問され得る」と規定している。この規定を根拠として、コンセイユ・デタは首相又は大臣によって付託される全ての法律問題について意見を答申する。これは、コンセイユ・デタが、政府の一般的法律顧問 (*conseiller juridique ordinaire du gouvernement*) であると解されている⁽⁴⁰⁾ことに起因しているようである。

(iii) 諮問権者

コンセイユ・デタ行政部に法律問題について諮問することができるのは、首相及び大臣だけである。一般私人はもちろん、知事も、それをなすことはできない⁽⁴¹⁾。また、国会の議長や、国会議員及び地方議員も、コンセイユ・デタ行政部に法律問題について諮問を行うことはできない。

ただし、首相及び大臣といえども、一般的利益の考慮のために権限を行使すべきとされており、単なる特定人の利益のためにコンセイユ・デタ行政部に意見を求めることはできない。

コンセイユ・デタ行政部の意見は、後で見るように、原則として諮問的価値しかないので、コンセイユ・デタ訴訟部は、その意見に拘束されることはなく、その意見に従ってなされた行政行為の無効を宣告できる⁽⁴²⁾。

(3) コンセイユ・デタの意見付与の観点

このように、コンセイユ・デタは、法律案の審査については政府及び議長に意見を答申し、命令案及び法律問題については政府に意見を答申する。それでは、コンセイユ・デタは政府に対していかなる観点により意見を答申するのか、特に、政府提出法律案に関するコンセイユ・デタ意見はいかなる観点で答申されるのか、その審査の観点が問題となる。

(i) 憲法適合性

1987年のコンセイユ・デタ年次報告書は、「諮問的機能の行使において、コンセイユ・デタの第一の義務は、法に基づいた意見を政府に与えることであり、政府提出法律案が憲法院によって無効とされるといふ危険を政府に警告することである」⁽⁴³⁾としている。したがって、コンセイユ・デタ行政部は、政府提出法律案については、憲法適合性 (*constitutionnalité*) の観点から審査しているのである。

(ii) 法適合性

コンセイユ・デタは、テキストの法適合性 (*legalité*) を審査して意見を答申する。法適合性の

(40) Dmitri Georges Lavroff, *Le droit constitutionnel de la V^e République*, 3^e éd., Paris: Dalloz, 1999, p.684.

(41) Maxime Letourneur et al., *Le Conseil d'État et les tribunaux administratifs*, Paris: Armand Colin, 1970, p.67.

(42) Lavroff, *op.cit.*(40), p.684.

(43) Conseil d'État, *Études et documents du Conseil d'État*, n° 38, 1987, pp.54-55.

審査においては、既存の法体系との整合性だけでなく、法の一般原理との整合性も検討される。法適合性の審査は、政府を訴訟上の危険から守るために行われると解されている⁽⁴⁴⁾。

(iii) 時宜性

CONSEIL D'ÉTAT・データは、「時宜性の立場を取ること (prises de position en opportunité)」⁽⁴⁵⁾を排除しておらず、厳格な意味における法的な立場を離れてテキストの時宜性をも判断する。すなわち、CONSEIL D'ÉTAT・データは、テキストが社会の今日的要請に合致しているか、また、妥当性を有しているかをも審査するのである。CONSEIL D'ÉTAT・データ年次報告書によれば、時宜性の判断について、政府提出法律案に関する意見の場合と命令案に関する意見の場合とを区別しないようである⁽⁴⁶⁾。

(4) 政府と CONSEIL D'ÉTAT・データ意見との関係

次に、政府は CONSEIL D'ÉTAT・データ意見に拘束されるのか、また、CONSEIL D'ÉTAT・データ意見は公表されるのか、この2点について見ていく。

(i) 意見の諮問的価値

CONSEIL D'ÉTAT・データ行政部意見は単に諮問的価値しかなく、首相及び大臣又は議長はその意見に拘束されない。もし拘束するならば、政府の法律案提出権や命令制定権の行使を制限することになるからである⁽⁴⁷⁾。つまり、CONSEIL D'ÉTAT・データ行政部意見は、原則として諮問的意見 (avis consultatif) なのである⁽⁴⁸⁾。

したがって、政府がテキストについて義務的又は任意的に CONSEIL D'ÉTAT・データ行政部に諮問し、CONSEIL D'ÉTAT・データ行政部意見が答申されたときは、政府は政府原案と CONSEIL D'ÉTAT・データ案のどちらでも選択することができる。また、条項ごとにそれぞれの案を選択することもできる⁽⁴⁹⁾。

もっとも、国籍喪失などに関する個別的決定について、例外的に CONSEIL D'ÉTAT・データ行政部意見が政府を拘束することが法令によって定められているものもあり⁽⁵⁰⁾、これは規範的意見 (avis conforme) と呼ばれる。しかし、これは極めて例外的なものであり、CONSEIL D'ÉTAT・データ行政部意見は原則として諮問的価値しか有しない。

(ii) CONSEIL D'ÉTAT・データ意見の非公開性

CONSEIL D'ÉTAT・データ意見の名宛人は、首相である。これは、CONSEIL D'ÉTATの形式的な長官は首相だからである⁽⁵¹⁾。したがって、CONSEIL D'ÉTAT意見は、内閣のみに向けられる。この意見は原則として秘密で、政府 (内閣) はこの意見の内容を公表しない⁽⁵²⁾。この意見を秘密に

(44) Yves Gaudemet, "La Constitution et la fonction législative du Conseil d'État," *Jean Foyer, auteur et législateur: leges tulit, jura docuit: écrits en hommages à Jean Foyer*, Paris: PUF, 1997, p.67.

(45) Conseil d'État, *op.cit.*(43), p.55.

(46) *ibid.*

(47) Lavroff, *op.cit.*(40), p.685.

(48) 議員提出法律案について答申された CONSEIL D'ÉTAT意見も、当然、諮問的意見である。

(49) Dominique Latournerie, *Le Conseil d'État: « au nom du peuple française... »*, Paris: Dalloz, 2005, p.22.

(50) 国籍喪失に関する個別的決定の根拠規定は民法典第 25 条である。以下も参照。Lavroff, *op.cit.*(40), p.685.

(51) *ibid.*, p.682.

(52) *ibid.*, p.684. また、Letourneur et al, *op.cit.*(41), p.97.

する義務は、CONSEIL D'ÉTAT・データが政府の意のままになる行政機関として関与する⁽⁵³⁾、ということによるものであり、また、守秘義務を負うのは、CONSEIL D'ÉTATではなく、政府である。この秘密性の原則は慣行であり⁽⁵⁴⁾、CONSEIL D'ÉTAT意見は、1978年7月17日法律、いわゆる情報公開法においても開示の対象から除外されている⁽⁵⁵⁾。

ただし、毎年刊行される CONSEIL D'ÉTAT 年次報告書において、政府の同意によって、その意見が公表されるものがあるが、これはあくまで秘密原則の例外である⁽⁵⁶⁾。この年次報告書において公表される CONSEIL D'ÉTAT 意見は、法律問題に関する意見がほとんどである。また、法令案に関する CONSEIL D'ÉTAT 意見については、関係者がマスコミに CONSEIL D'ÉTAT 意見を漏洩し、CONSEIL D'ÉTAT 意見が内閣に送付される前にマスコミに公表されてしまうこともある⁽⁵⁷⁾。特に、CONSEIL D'ÉTAT が政府提出法律案を違憲と判断したときは、その意見が漏洩されることは頻繁にある⁽⁵⁸⁾。

しかし、政府提出法律案についての CONSEIL D'ÉTAT 意見は政府によって公表されないというのが原則である。これについて、1960年に、CONSEIL D'ÉTAT の意見は、行政内部の事項であり、また、政府が最終的な立場を決定していないときの意見であって、政府がまだその作成を終えていない単なる草案、その政策を開始していない草案によって、政府が評価されてはならない、と元老院で議論されたことがある⁽⁵⁹⁾。また、1993年に政府提出法律案についての CONSEIL D'ÉTAT 意見を公表する議員提出法律案が提出されたが可決されなかった⁽⁶⁰⁾。さらに、2007年に組織されたいわゆるバラデュール委員会⁽⁶¹⁾も、「憲法第39条の適用によって付託される政府提出法律案について CONSEIL D'ÉTAT によって表明される意見が公表されることは、立法審議の質にとって有益であろう」として、政府提出法律案についての CONSEIL D'ÉTAT 意見を公表すべきだとの提案をしたが、その改革案は実現しなかった⁽⁶²⁾。

このように、政府提出法律案についての CONSEIL D'ÉTAT 意見は秘密性の原則が妥当してきたが、2015年1月20日のフランソワ・オランド (François Hollande) 大統領の宣言によって事態

⁽⁵³⁾ Lavroff, *op.cit.*(40), p.684.

⁽⁵⁴⁾ Gaudemet, *op.cit.*(28), p.96.

⁽⁵⁵⁾ 1978年7月17日法律第1条及び第6条

⁽⁵⁶⁾ Jean-Louis Quermonne, “Les décisions du Conseil constitutionnel, les arrêt et avis du Conseil d’État: enjeu politique,” Badinter et Long., dir., *op.cit.*(28), p.399.

⁽⁵⁷⁾ *ibid.*, pp.399-401.

⁽⁵⁸⁾ Olivier Gohin, “Le Conseil d’État et le contrôle de constitutionnalité de la loi,” Dominique Chagnollaud, dir., *Aux origines du contrôle de constitutionnalité XVIIIe-XXe siècle*, Paris: Panthéon Assas, 2003, p.163. その一例として、Ⅲで述べるように、1962年10月1日に CONSEIL D'ÉTAT に付された、「憲法第6条・第7条を改正する政府提出法律案」に関する CONSEIL D'ÉTAT 意見の漏洩がある。

⁽⁵⁹⁾ *JO Débats, Sénat*, 9 novembre 1960, p.1485. なお、議員提出法律案についての CONSEIL D'ÉTAT 意見が公表されるかどうかについては、行政裁判法典において何ら規定されていない。しかし、2008年7月憲法改正における国民議会での審議では、理論的には政府による諮問に対する意見と同様に、秘密性の原則が適用されると考えられるが、そのような運用は現実的ではなく、多くの CONSEIL D'ÉTAT 意見は公表される、と議論されている。*JO Débats, A.N.*, 27 mai 2008, pp.2576-2580.

⁽⁶⁰⁾ Laure-Alice Bouvier, “Vers la fin du secret des avis du Conseil d’État sur les projets de loi?” *Actualité juridique de droit administratif*, 2015, p.558.

⁽⁶¹⁾ 2007年7月18日デクレ第1108号によって設置された、「第五共和制の統治機構の現代化及び均衡回復についての検討及び提案のための委員会」である。

⁽⁶²⁾ Édouard Balladur, *Une V^e République plus démocratique*, rapport du comité de réflexion et de proposition sur la modernisation et rééquilibrage des institutions de la V^e République, Paris: La Documentation française, 2007, p.40.

は大きく変わった。オランダ大統領は次のように宣言した。「よりよく立法することは、政府提出法律案をよりよく準備することである。この理由のために、私は、CONSEIL D'ÉTAT 意見の秘密性の古い伝統を断ち切ることを決定した。CONSEIL D'ÉTAT は、政府の法的諮問機関である。その意見は、公的利益を有しており、したがって、その評価は公表されるだろう。CONSEIL D'ÉTAT は、その意見によって、市民を啓蒙するが、議会での審議をも明瞭にするだろう」⁽⁶³⁾と。

この宣言によって、政府は政府提出法律案についての CONSEIL D'ÉTAT 意見を公表するかどうかを決定することができるようになり、2015年3月19日、「情報 (renseignement) に関する政府提出法律案」についての CONSEIL D'ÉTAT 意見が公表された。以後、幾つかの政府提出法律案についての CONSEIL D'ÉTAT 意見が公表されている。

II CONSEIL D'ÉTAT 行政部による憲法解釈

I で見たように、CONSEIL D'ÉTAT 行政部は、法令案及び法律問題についての諮問を受けて、その意見を示すが、その意見は憲法解釈を含む場合がある。すなわち、CONSEIL D'ÉTAT 行政部は、憲法解釈を行う機関なのである。ここでは、その概要について見ていこう。

1 2つの局面における CONSEIL D'ÉTAT 行政部の憲法解釈

CONSEIL D'ÉTAT 行政部による憲法解釈は、2つの局面において見られる。すなわち、法令案の審査においてと、法律問題についての意見付与においてである。

既に見たとおり、CONSEIL D'ÉTAT 行政部は、法令案、とりわけ法律案を審査する際、憲法適合性の観点から審査する。したがって、CONSEIL D'ÉTAT 行政部は、政府提出法律案の憲法適合性を審査する際に、法律案の憲法適合性を判断するとともに、憲法の規範的意味をも明らかにするのである。すなわち、CONSEIL D'ÉTAT 行政部は、法律案の審査を通じて憲法解釈を行っているのである。

他方、CONSEIL D'ÉTAT 行政部は、政府による法律問題についての諮問に対する意見付与の際にも、憲法適合性の観点から意見を答申する。したがって、CONSEIL D'ÉTAT 行政部は、法律問題への意見付与においても、当該法律問題の憲法適合性を判断し、さらには、そこから憲法の規範的意味をも明らかにするのである。すなわち、CONSEIL D'ÉTAT 行政部は、法律問題への意見付与の際にも、憲法解釈を行うのである。

このように、CONSEIL D'ÉTAT 行政部による憲法解釈は、2つの権限行使の際に行われるので、以下では、それぞれの権限行使における CONSEIL D'ÉTAT 行政部の憲法解釈の態様について見ていこう。

2 法令案の審査における憲法解釈

CONSEIL D'ÉTAT 行政部による法令案審査における憲法解釈は、主に政府提出法律案の審査における憲法適合性審査の局面において現れる。ここでは、これについて見ていこう。

⁽⁶³⁾ Discours du Président de la République devant les corps constitués le 20 janvier 2015, cité par Bouvier, *op.cit.*(60), p.558.

(1) CONSEIL D'ÉTAT・データ行政部による法令案の審査における憲法適合性審査

CONSEIL D'ÉTAT・データ行政部による法令案の審査における憲法解釈の起源は定かではないが、少なくとも 1958 年憲法以前から、CONSEIL D'ÉTAT・データ行政部は法令案が公的諸自由 (libertés publiques) を侵害していないか、あるいは法の一般原理 (principes généraux) に違反していないかどうかを審査していたようである⁽⁶⁴⁾。第三共和制期においては、「CONSEIL D'ÉTAT の再組織に関する 1872 年 5 月 24 日法律」の体制の下で、政府は政府提出法律案を、議会は議員提出法律案を CONSEIL D'ÉTAT に付託するかしないか自由に決定することができた⁽⁶⁵⁾ のであり、その結果、第三共和制期の間、CONSEIL D'ÉTAT は政府提出法律案及び議員提出法律案についてごくまれにしか諮問されなかった⁽⁶⁶⁾。しかし、既に見たように、1946 年憲法では明記されなかったものの、1945 年 7 月 31 日オルドナンス第 21 条の下では、政府提出法律案は CONSEIL D'ÉTAT によって義務的に諮問されるようになった。その後、1958 年憲法第 39 条第 2 項は、1945 年 7 月 31 日オルドナンス第 21 条を憲法準則化し、政府提出法律案についての CONSEIL D'ÉTAT による義務的審査を明記した。この 1958 年憲法の下でも、CONSEIL D'ÉTAT は、当初から、政府提出法律案に対する憲法適合性審査を行っていたとされる⁽⁶⁷⁾。これに対して、1958 年憲法は、同時に、国会によって可決された法律の憲法適合性審査を行う憲法院⁽⁶⁸⁾を創設したが、当初は、付託権者が大統領、首相、国民議会 (下院) 議長及び元老院 (上院) 議長に限定されていたこともあり、憲法院による法律の憲法適合性審査は活発ではなかった。

(2) 憲法院の結社法判決以降の CONSEIL D'ÉTAT・データ行政部による憲法適合性審査

しかし、憲法院は、1971 年の結社法判決以降、人権保障機関へと轉身し、また、1974 年の憲法改正における憲法院提訴権の国会議員への拡大により、CONSEIL D'ÉTAT による政府提出法律案の憲法適合性審査の性質は変わっていく。すなわち、CONSEIL D'ÉTAT 行政部は、これ以前は、独自に憲法適合性審査を行ってきたが、これ以降は、政府提出法律案の憲法適合性審査の際に憲法院の判例を取り込むようになったのである。このことは、既に確認したとおり、CONSEIL D'ÉTAT 年次報告書は、「諮問的機能の行使において、CONSEIL D'ÉTAT の第一の義務は、法に基づいた意見を政府に与えることであり、政府提出法律案が憲法院によって無効とされるという危険を政府に警告することである」と述べ、さらに、「CONSEIL D'ÉTAT は、憲法院が付託されたときに憲法院が採用するであろう立場を考慮しなければならない」、「CONSEIL D'ÉTAT の予防的な意見と、法律の可決の後及び審署⁽⁶⁹⁾の前に付託される憲法院の決定との間には、相違、それどころか不調和があり得る。CONSEIL D'ÉTAT は、その相違及び不調和を避けようと努める」⁽⁷⁰⁾と確認したことに表れている。

⁽⁶⁴⁾ Laurent Fonbaustier, “Le rôle preventif du Conseil d’État: Les origines de l’article 39 alinéa 2 de la constitution de 1958,” Chagnollaude, dir., *op.cit.*(58), p.153. この文献によれば、第二帝制 (1852~1870 年) の頃には既にそのような審査が行われていたようである。

⁽⁶⁵⁾ Gaudemet, *op.cit.*(28), p.90.

⁽⁶⁶⁾ Alexandre Parodi, dir., *Le Conseil d’État: Son histoire à travers les documents d’époque, 1799-1974*, Paris: CNRS, 1974, p.843.

⁽⁶⁷⁾ Gohin, *op.cit.*(58), p.163.

⁽⁶⁸⁾ 1958 年憲法第 62 条第 3 項第 2 文によれば、「憲法院の決定は、公的諸権力並びに全ての行政的及び司法的機関を拘束する」。

⁽⁶⁹⁾ 審署 (promulgation) とは、法律が憲法の規定に従って成立したことを認証し、それに執行力を付与する大統領の行為である。

そして、学説も、コンセイユ・デタ行政部が政府提出法律案の憲法適合性審査の際に憲法院判例を参照していると分析している。例えば、公法学者のイヴ・ゴドメ (Yves Gaudemet) は、「コンセイユ・デタは憲法院の判例を活用し、その憲法院の判例から、コンセイユ・デタは、コンセイユ・デタが意見を与えるために審査する政府提出法律案についての適切な帰結を引き出す」⁽⁷¹⁾と述べている。また、公法学者のローラン・フォンボステイエ (Laurent Fonbaustier) も、「コンセイユ・デタの立法機能 (fonction législative) の憲法準則化 (constitutionnalisation) は、その役割自体の漸進的修正をもたらした。歴史的にその力量を証明してきた技術的権限に基づく政府提出法律案についての「意見付与者 (donneur d'avis)」の使命に、憲法院の判例に従う限りにおいて、その前段階で、コンセイユ・デタが法律の起草手続の始めにおいてその憲法適合性の守護者になるような「検閲者 (censeur)」の役割が加わったのである」⁽⁷²⁾ (傍点引用者) と分析している⁽⁷³⁾。

既に述べたとおり、コンセイユ・デタ行政部の意見は秘密にされ、特に、政府提出法律案についての意見はほとんど公表されてこなかったため、これを全ての事案について実証することは難しいが、コンセイユ・デタ年次報告書からその実例は見て取れる。すなわち、コンセイユ・デタ年次報告書は、コンセイユ・デタ行政部が海外県の県議会への諮問に関して及び法律による適法化に関して憲法院の判例に従っていることを明確にしている⁽⁷⁴⁾。

3 法律問題への意見付与における憲法解釈

コンセイユ・デタ行政部は、法律問題について政府によっていつでも任意に諮問され得る。これは、1946年憲法の下でも、1945年7月31日オールドナンス第23条第1項によって認められていた。この法律問題への意見付与において、コンセイユ・デタ行政部が憲法解釈を示すことがある。以下では、これについて見ていこう。

(1) 第四共和制期におけるコンセイユ・デタ行政部による憲法解釈

既に述べたとおり、コンセイユ・デタは、首相又は大臣によって、憲法規定の解釈に極めて密接な関係を有し得る法律問題について、適時に付託され得る。

この権限は、第四共和制 (1946~1958年) の下で、何度もコンセイユ・デタによって行使されてきた。政府が、しばしば、コンセイユ・デタに諮問を行い、特に第四共和制の始まった最初の数年間、コンセイユ・デタは制度の設置に関する憲法問題について諮問され、それに答申を与えていた⁽⁷⁵⁾。とりわけ有名なのは、1953年2月6日意見⁽⁷⁶⁾である。この意見において、コ

(70) Conseil d'État, *op.cit.*(43), p.55.

(71) Gaudemet, *op.cit.*(44), p.68.

(72) Fonbaustier, *op.cit.*(64), p.154. なお、1958年憲法第39条第2項の定めるコンセイユ・デタによる政府提出法律案への意見の答申は、「コンセイユ・デタは…法律及びオールドナンスの制定に参加する」と定める1945年7月31日オールドナンス第21条第1項に由来するものである。したがって、コンセイユ・デタは、一般的に、立法機能に関与する機関として捉えられることが多い。

(73) ほかに、憲法学者のギヨーム・ドラゴ (Guillaume Drago) もコンセイユ・デタ行政部が憲法院判例を参照していると分析している。ただし、ドラゴは、「コンセイユ・デタによる憲法解釈は、憲法院の憲法解釈から常に忠実に着想を得ているのか。政府提出法律案の憲法適合性についての予防的審査の際に、コンセイユ・デタによる憲法の「独立した (autonome)」解釈もあるのではないか」という疑問も呈している。Guillaume Drago, “Fonctions du Conseil constitutionnel et du Conseil d'État dans la confection de la loi,” Drago, dir., *op.cit.*(22), p.65.

(74) Conseil d'État, *Études et documents du Conseil d'État*, n° 35, 1983/84, pp.144-145.

ンセイユ・デタは、立法者が法律を作る権利を委任することを禁止していた 1946 年憲法第 13 条⁽⁷⁷⁾に付与すべき解釈について答申した。

(2) 第五共和制における CONSEIL D'ÉTAT・デタ行政部による憲法解釈

第五共和制の下でも、首相又は大臣は、法律問題についての CONSEIL D'ÉTAT・デタ行政部への任意的諮問を頻繁に行っている⁽⁷⁸⁾。この法律問題への意見付与において、憲法上の争点が問題とされ、CONSEIL D'ÉTAT・デタ行政部が憲法解釈を行った例として、最も有名な事例は、イスラムスカーフの着用についての 1989 年 11 月 27 日総会意見⁽⁷⁹⁾であり、この意見において、CONSEIL D'ÉTAT・デタ行政部は、ライシテ（政教分離）の憲法原理の解釈を付与している⁽⁸⁰⁾。この意見に関しては、Ⅲで詳しく見ることにする。

また、この法律問題への意見付与において示された CONSEIL D'ÉTAT・デタ行政部の憲法解釈が CONSEIL D'ÉTAT・デタ訴訟部によって採用される例もある。例えば、1995 年 11 月 9 日総会意見⁽⁸¹⁾において、CONSEIL D'ÉTAT・デタ行政部は、容疑者引渡しは政治目的で要求されたときには認められ得えないという共和国の諸法律によって承認された基本原理を認めたが、1996 年 7 月 3 日、CONSEIL D'ÉTAT・デタ訴訟総会（assemblée du contentieux）判決は、この CONSEIL D'ÉTAT・デタ行政部の意見を踏襲した⁽⁸²⁾。

4 CONSEIL D'ÉTAT・デタ行政部による憲法解釈と政府との関係

既に述べたように、CONSEIL D'ÉTAT・デタ行政部の意見は、諮問的価値しかなく、政府を拘束しない。したがって、政府提出法律案の審査においてであれ、法律問題への意見付与においてであれ、CONSEIL D'ÉTAT・デタ行政部が示した憲法解釈に政府は従う必要はなく、政府は、独自の憲法解釈を採ることができるのである。すなわち、政府は、政府自身の憲法解釈により、政府提出法律案を提出し、あるいは、行政上の措置を採ることができるのである。

(75) Séverine Leroyer, *L'apport du Conseil d'État au droit constitutionnel de la V^e République*, Paris: Dalloz, 2011, pp.73-74.

(76) C.E., Commission de la fonction publique, avis n° 60.497, 6 février 1953, *Revue de droit public et sciences politique*, 1953, p.170; Gaudemet et al., *op.cit.*(26), pp.75 et seq.

(77) 1946 年憲法第 13 条は「国民議会のみが法律を議決する。国民議会はこの権利を委任することはできない」と定めていた。

(78) Leroyer, *op.cit.*(75), p.587.

(79) C.E., Ass., Sect. Intérieur, avis n° 346.893, 27 novembre 1989, Conseil d'État, *Études et documents du Conseil d'État*, n° 41, 1989, pp.239-242; Gaudemet et al., *op.cit.*(26), pp.225 et seq.

(80) また、近年においても、2010 年のいわゆるブルカ禁止法案の作成の前段階における CONSEIL D'ÉTAT・デタ行政部への諮問も注目を浴びた。すなわち、政府は、「全身を覆うヴェールの着用を禁止することができる、可能な限り広範で実効性のある法的な諸解決策」の検討を CONSEIL D'ÉTAT・デタ行政部に依頼したが、CONSEIL D'ÉTAT・デタ行政部は、政府に対して、そのような規制は「違憲と判断される危険性が極めて高い」と結論付ける答申をした。詳しくは、以下を参照。井上武史「憲法院と CONSEIL D'ÉTAT・デタ行政部の 2 つの憲法解釈機関」『法律時報』86 巻 8 号, 2014.7, pp.34-35.

(81) C.E., Ass., Sect. Intérieur, avis n° 357.344, 9 novembre 1995, Conseil d'État, *Études et documents du Conseil d'État*, n° 47, 1995, pp.395-396; *Revue française de droit administratif*, 1996, p.882.

(82) C.E., Ass., 3 juillet 1996, *Koné, Rec.*, p.255. 「共和国の諸法律によって承認された基本原理」は、従来、憲法院によって認められてきたが、この訴訟総会判決は、CONSEIL D'ÉTAT・デタ訴訟部が「共和国の諸法律によって承認された基本原理」を認めた唯一の例であり、その意味でも有名な判決である。なお、訴訟総会は、行政裁判法典 L 第 122-1 条第 1 項、同 R 第 122-17 条等によって規定されている。同 R 第 122-20 条第 1 項は、訴訟総会の構成員を定め、同第 2 項は、訴訟総会が副長官によって主宰されることを定めている。

政府提出法律案が国会に提出されたら、首相を含めた大臣は、その法律案について答弁し、必要に応じて、憲法解釈を示す。大臣は、1958年憲法第31条第2項⁽⁸³⁾に基づいて、国会において政府委員 (commissaires du gouvernement) によって補佐を受けることができるが、この政府委員にコンセイユ・デタ構成員が任命されることはない。すなわち、コンセイユ・デタ構成員が、大臣に代わって憲法解釈を示すことはないのである⁽⁸⁴⁾。この点、わが国においては、内閣法制局長官が、国会法 (昭和22年法律第79号) 第69条第2項に基づいて、国会に出席し、答弁を行い⁽⁸⁵⁾、その中で、内閣法制局あるいは内閣としての憲法解釈を示すことがあるのと対照的である。

Ⅲ コンセイユ・デタ行政部による憲法解釈の実例

以上のように、コンセイユ・デタ行政部は、法令案について、及び、法律問題について諮問され、そこで憲法解釈を行うこともある。ここでは、コンセイユ・デタ行政部が憲法解釈を示した2つの具体的事例を見ていく。

1 コンセイユ・デタ行政部意見の憲法解釈が尊重されなかった事例

コンセイユ・デタ行政部が憲法解釈を示し、政府がその憲法解釈に従わなかった事例として最も有名なものが、大統領の直接選挙に関する政府提出法律案に関する1962年10月1日総会意見の事例である。この意見は、政府提出法律案の義務的諮問に際してコンセイユ・デタ行政部によって付与されたものである。以下、詳しい経緯を見ていこう。

(1) 憲法第89条及び第11条の国民投票と大統領公選制の導入の背景

この事例を理解するための背景事情を見ておこう。

まず、憲法改正手続と国民投票について概観しておく。1962年当時の憲法は、第89条において、憲法改正の手続を定めていた。すなわち、憲法改正の発議権は、大統領と国会議員に競合して帰属し (同条第1項)、改正案は両議院で同一の文言で表決された後に国民投票に付される (同条第2項)。政府提出の憲法改正案 (projet de révision) は、大統領が両院合同会議 (Congrès) に付議する決定をした場合、国民投票は行われず、両院合同会議の有効投票の5分の3の多数によって承認される (同条第3項)。他方、当時の憲法第11条は、「公権力の組織に関する法律案」「共同体の協定の承認を含む法律案」「憲法に反しないが諸制度の運営に影響を及ぼすであろう条約の批准を承認することを目的とする法律案」を、政府の提案又は両議院の提案に基づいて、大統領が国民投票に付すことができることを規定していた。

次に、1958年憲法制定当初の大統領は、間接選挙により選出されたため、完全な民主的正統性を基礎とするものではなかった。当初の大統領選挙の選挙人団は、①元老院議員及び国民議会議員、②県議会議員、③市町村議会議員又は市町村議会代表から構成されていた (憲法旧第6

⁽⁸³⁾ 1958年憲法第31条第2項は、「内閣の構成員は、政府委員に補佐させることができる」と定めている。

⁽⁸⁴⁾ 実際、コンセイユ・デタ副長官やその他の構成員が国会に出席できるとする旨はどの法令においても規定されていない。

⁽⁸⁵⁾ この答弁事務を「意見事務」に位置付ける見解もあるが、大石眞教授は、「意見・審査事務と密接に係る付随的事務として位置づけられ」としている。大石眞「内閣法制局の国政秩序形成機能」『公共政策研究』6号, 2006, p.11.

条)。このように大統領の民主的正統性は不十分であったが、初代大統領に選出されたシャルル・ド・ゴール (Charles de Gaulle) は、「統治する大統領」として振る舞い、2度の国民投票⁽⁸⁶⁾によって直接国民の支持を調達することにより、不足する民主的正統性を事実上補完してきた。しかし、このようなやり方での正統性の獲得は、第二次世界大戦におけるフランス解放の英雄としてのド・ゴールのカリスマ的な歴史的威信によって初めて可能とされたのであり、彼の後継者として大統領職に就く者たちにとってそれは不可能だと考えられていた。そこで、民主的正統性を公式に調達し、統治する大統領であるために、大統領公選制、つまり、国民による直接選挙による大統領選挙の導入が具体的に政治日程に上ることとなった⁽⁸⁷⁾。

(2) 大統領公選制の導入の経緯

そこで、ド・ゴール大統領は、1962年9月20日、ラジオ・テレビ演説で、憲法第6条・第7条を改正する政府提出法律案を国民投票にかける旨を宣言した。そして、「普通選挙による大統領の選挙に関する政府提出法律案 (Projet de loi relatif à l'élection du Président de la République au suffrage universel)」が作成されたが、ド・ゴール大統領は、憲法改正にもかかわらず、憲法第89条によらず、憲法第11条による国民投票で憲法改正を実現しようとした。すなわち、当該法律案は憲法第11条にいう「公権力の組織に関する法律案」に該当するとして、憲法第89条のいう両議院での審議を回避して、直接国民に賛否を問おうとしたのである。そして、この政府提出法律案は、憲法第39条第2項に従い、コンセイユ・デタへの諮問に付された。10月1日、コンセイユ・デタ総会は、全員一致で、憲法改正法律案として憲法第89条に基づき憲法改正するのではなく、国民投票法律案として憲法第11条に基づいて憲法改正するのは憲法に違反するという意見を答申した。また、コンセイユ・デタ総会は、当該法律案の内容についても否定的な意見を答申した。すなわち、コンセイユ・デタ総会は、当該法律案の手續面及び内容面双方について否定的な意見を答申したのである⁽⁸⁸⁾。既に述べたとおり、コンセイユ・デタ意見は、政府によって秘密にされるが、このコンセイユ・デタ総会意見は関係者によって漏洩され、マスコミによって公表された⁽⁸⁹⁾。このようにコンセイユ・デタが憲法第11条に基づき憲法改正するのは憲法違反という意見を答申したにもかかわらず⁽⁹⁰⁾、政府は、翌10月2日に、この国民投票法律案を大臣会議で審議決定した⁽⁹¹⁾。そして、10月4日、ド・ゴール大統領は、10月28日にこの法律案に関する国民投票を実施し、自身の責任をかけることを宣言した。

一方、10月2日、国民議会も、この手續に反対していたので、ジョルジュ・ポンピドゥー

⁸⁶ 憲法第11条に基づくアルジェリアにおける民族自決の承認に関する1961年1月8日国民投票、憲法第11条に基づくアルジェリアの独立を認めるエヴィアン協定の承認に関する1962年4月8日国民投票。

⁸⁷ 詳しくは、以下の文献を参照。L'Année politique, 1962, pp.104-137.

⁸⁸ Leroyer, *op.cit.*(75), pp.387-391.

⁸⁹ このコンセイユ・デタ意見は、後に下記の文献で公表されている。Les révisions de la Constitution de 1958, Documents d'études, n° 1.20, Paris: La Documentation française 1996, p.9.

⁹⁰ この法律案を国民投票に付すことについて、政府は憲法院に対しても諮問を行った (Gerard Conac et Jacques Le Gall, "Article 11," François Luchaire et al., dir., *La Constitution de la République française*, 3^e éd., Paris: Economica, 2008, p.430) が、10月2日、憲法院も否定的な勧告を行っている。この法律案に関する憲法院の審議録については、以下の文献を参照。Bertrand Mathieu et al., dir., *Les grandes délibérations du Conseil constitutionnel 1958-1983*, Paris: Dalloz, 2009, pp.99-112.

⁹¹ なお、ピエール・シュドロウ (Pierre Sudreau) 国民教育大臣はこの方針に反対していたため、この日に正式に解任され、この日の大臣会議の審議には参加しなかった。

(Georges Pompidou) 内閣に対する不信任動議 (motion de censure) を提出した。そこで、第 11 条による憲法改正に関して議論され、違憲論が多数出て、結局、ポンピドゥー内閣に対する不信任動議が可決された。そして、10月6日、ポンピドゥー内閣は、憲法第 50 条に基づき総辞職した。これに対して、ド・ゴール大統領は、国民議会の解散を決定した。しかし、国民議会解散中の 10月28日に国民投票が実施され、賛成多数で、この国民投票法律は承認された。その後、ガストン・モネルヴィル (Gaston Monnerville) 元老院議長によって、この法律は憲法院に付託されたが、11月6日、憲法院は、国民投票によって成立した法律の憲法適合性を審査する権限を有しないと判示し⁽⁹²⁾、この法律は成立した⁽⁹³⁾。

(4) 政府の憲法解釈とコンセイユ・デタ行政部の憲法解釈

この事案の重要な点は、政府は、コンセイユ・デタ行政部によって違憲と勧告されたにもかかわらず、その意見に従わず、当初の原案どおり政府提出法律案を大臣会議で審議決定した、ということである。換言すれば、コンセイユ・デタ行政部が政府提出法律案について違憲であるという憲法解釈を示したにもかかわらず、政府はコンセイユ・デタ行政部の憲法解釈を採用しなかったのである。

このように、コンセイユ・デタ行政部 (さらには議会) の反対にあいながらも、政府はこの手続を自身の解釈により合憲と考え、国民投票を実施した。その後、この憲法改正による直接公選によって再選したド・ゴールは、1969年4月27日にも憲法改正を含む (地域圏の創設と元老院の改革) 政府提出法律案を、憲法第 11 条により国民投票にかけた。このときも、コンセイユ・デタは、3月17日、当該法律案の手續面及び内容面に対して否定的な意見を答申していた⁽⁹⁴⁾。結果的に、この国民投票は否決され、ド・ゴールは辞職した⁽⁹⁵⁾。

この 1962 年及び 1969 年における国民投票法律案に関するコンセイユ・デタ行政部の審査について注目すべきは、コンセイユ・デタ行政部意見による憲法解釈はあくまで諮問的価値しか有さず、政府を一切拘束しないということである。敷えんすれば、政府は、コンセイユ・デタ行政部意見に従わず、独自に憲法解釈をしたのである。つまり、政府内の憲法解釈の最終的権威は、コンセイユ・デタではなく、大統領あるいは内閣にあるのである⁽⁹⁶⁾。

このように、本事例は、政府はコンセイユ・デタ行政部の憲法解釈に従わず、独自の憲法解釈を行い得ることを示している。

⁽⁹²⁾ C.C., Décision n° 62-20 DC du 6 novembre 1962, *Rec.*, p.27. この判決に関する邦語文献として、以下を参照。井口秀作「レフェレンダムによって承認された法律に対する違憲審査」フランス憲法判例研究会編『フランスの憲法判例』信山社出版, 2002, pp.383-386.

⁽⁹³⁾ なお、学説においても、本法律案を国民投票に付すことについて、論争が繰り広げられた。合憲論として、例えば、以下を参照。Pierre Lampué, “Le mode d’élection du président de la république et la procédure de l’article 11,” *Revue du droit public et de la science politique*, 1962, pp.931-935. 違憲論として、Georges Berlia, “Le problème de la constitutionnalité du référendum du 28 octobre 1962,” *Revue du droit public et de la science politique*, 1962, pp.936-946.

⁽⁹⁴⁾ Leroyer, *op.cit.*(75), pp.423-427. このコンセイユ・デタ意見も、マスコミによって公表されたものである (*Le Figaro*, 1969.3.26)。なお、この意見は、以下の文献においても確認することができる。Parodi, dir., *op.cit.*(66), pp.917-918.

⁽⁹⁵⁾ この一連の流れについては以下を参照。L’Année politique, 1969, pp.13-35.

⁽⁹⁶⁾ 実際、フランス憲法学においては、1958年憲法第 5 条の「大統領は、憲法の遵守を監視する」という規定から、大統領の憲法解釈権限を根拠付けようとする学説がある。例えば、以下の文献を参照。Raphaël Romi, “Le président de la République, interprète de la Constitution,” *Revue du droit public et de la science politique*, 1987, pp.1265-1295.

2 コンセイユ・デタ行政部意見の憲法解釈が尊重された事例

一方、コンセイユ・デタ行政部が憲法解釈を示し、政府がその憲法解釈を尊重した事例として有名なものとして、IIでも触れた、公立学校におけるイスラムスカーフの着用に関する1989年11月27日総会意見の事例がある。この意見は、法律問題について政府によって任意に諮問された際に、コンセイユ・デタ行政部が示したものである。

(1) ライシテ（政教分離）と信教の自由

この事例を理解するための背景状況⁽⁹⁷⁾について見ておこう。

まず、フランス憲法においてはライシテ（政教分離）の原則がある。すなわち、1989年当時の憲法第2条第1項（現第1条）は、「フランスは、不可分の、ライクな、民主的かつ社会的な共和国である。フランスは、出生、人種又は宗教による差別なく、全ての市民に対して法律の前の平等を確保する。フランスは全ての信仰を確保する」と定めていた。このライシテの原則は公教育においても要請されるが、生徒にも信教の自由が保障されており、公教育におけるライシテの原則と生徒の信教の自由とをどう調整するのかという議論が1989年に起きた。すなわち、1989年の新学期に、パリ北郊クレティユの公立中学校でイスラム教徒の女子生徒がイスラムスカーフを授業中にも着用するようになり、スカーフを取るように求める学校当局と女子中学生や親とが対立し、ついに校長が問題の生徒を出席停止処分にするに至ったのである。この事件をフランスのマスコミが取り上げたのが契機となって、公立学校でのイスラムスカーフ着用がライシテに反しないかが、世論を二分する国民的な議論の対象となった。すなわち、一方では、スカーフの着用は生徒の宗教的自由として認めるべきだという意見があり、他方では、スカーフの着用はライシテに反し認められないとする意見もあった。

(2) コンセイユ・デタ行政部の憲法解釈

このようなスカーフ事件に関する世論の混乱を前にして、対応に苦慮したりオネル・ジョスパン（Lionel Jospin）国民教育大臣が、コンセイユ・デタ行政部に対してこの法律問題に関する意見を求めて諮問した。この諮問に対して、コンセイユ・デタ総会は、1989年11月27日、意見を答申した⁽⁹⁸⁾。

コンセイユ・デタ総会は、多くの法規定を検討した上で、ライシテの原則と信教の自由を調和的に把握しつつ、生徒の信教の自由を明らかにするという姿勢を採った。すなわち、コンセイユ・デタ総会は、公立学校における生徒の宗教的標章の着用が許されるかにつき、次のような憲法解釈を示した。

「学校において生徒がある宗教に属することを表明しようとする標章（*signe*）の着用それ自体は、それが宗教信仰の表明、表現の自由の行使を構成する限りで、ライシテの原則には抵触しない。しかし、この自由は、標章の性質により、標章が個人的又は集団的に着用されている状況により、あるいは、その誇らしげに見せびらかす（*ostentatoire*）性格又は権利要求的な性格により、それが圧力、扇動、改宗勧誘又は宣伝の行為を構成し、生徒又は教育共同体の他の構成員の尊厳と自由を侵害し、彼らの健康又は安全を危うくし、教員の教育活動及び教育的役割を妨げ、学校における秩序あるいは公役務の正常な運営を混乱させるような宗教所属の標章を、

⁽⁹⁷⁾ 小泉洋一『政教分離と宗教的自由—フランスのライシテ—』法律文化社、1998、pp.201-202を参照。

⁽⁹⁸⁾ 前掲注(79)を参照。

生徒が公然と見せびらかすのを許すものではない」。

このように、CONSEIL D'ÉTAT 総会は、宗教所属の標章の着用は原則としてライシテの原則に抵触しないという憲法解釈を示した上で、例外的に当該標章の着用がライシテの原則に抵触する場合を具体的に示した。これについて、CONSEIL D'ÉTAT 総会は信教の自由をライシテの原則よりも優位させたと解されるが、CONSEIL D'ÉTAT 総会が生徒の信教の自由を認めるだけでなく、信教の自由の原則の例外も明示した点が注目される。

(3) 政府の対応

このCONSEIL D'ÉTAT 総会意見を受けて、ジョスパン国民教育大臣は、1989年12月13日、地方教育機関や校長に対し、「法を尊重し毅然とライシテの原則を適用するのを助ける方針及び指示を与える」通達を出した。ジョスパンは、この通達において、CONSEIL D'ÉTAT 総会意見が示した生徒によるスカーフ着用の原則的自由とその例外とを確認し、スカーフ事件への対処のための指針を示した。こうして、校内でのスカーフ着用の問題の解決は、各学校での判断に委ねられることになったのである⁽⁹⁹⁾。

(4) 政府による CONSEIL D'ÉTAT の憲法解釈の採用

この事例は、法律問題について大臣によって諮問されたものであるが、政府が、CONSEIL D'ÉTAT 行政部が示した憲法解釈をほぼそのまま採用した事例とすることができる。法律問題に関するCONSEIL D'ÉTAT 行政部意見も、法令案に関するCONSEIL D'ÉTAT 行政部意見と同様に、諮問的価値しか持たないにもかかわらず、政府はCONSEIL D'ÉTAT 行政部意見の示す憲法解釈に従ったのである。

おわりに

本稿では、CONSEIL D'ÉTAT 行政部の組織及び権限を概観し、CONSEIL D'ÉTAT 行政部がその意見において示す憲法解釈の態様を明らかにした上で、CONSEIL D'ÉTAT 行政部の示した2つの憲法解釈の実例について分析した。この実例の分析から、フランスにおいては、CONSEIL D'ÉTAT 行政部の憲法解釈は一つの憲法解釈にすぎず、政府はそれを参考にして独自に憲法解釈を行っている、ということが言えるであろう。敷えんすれば、政府は独自の憲法解釈権を有し、CONSEIL D'ÉTAT 行政部の示す憲法解釈に妥当性があると判断すれば、政府はそれを採用し、それに妥当性がないと判断すれば、政府はそれを採用しないことができるのである。いずれにせよ、フランスにおける政府とCONSEIL D'ÉTAT 行政部との関係は、わが国における内閣と内閣法制局との関係とは大きく異なっている。

一方で、既に述べたとおり、内閣法制局の起源である参事院は、第三共和制期のフランスのCONSEIL D'ÉTAT にその範を採ったものとされているが、フランスにおけるCONSEIL D'ÉTAT の制度は、ヨーロッパの多くの国に影響を与えている。実際、スペイン、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルクなどが同様の機関を持っている。わが国における内閣と内閣法制局

⁹⁹⁾ しかし、生徒のスカーフの着用が認められるか、認められないかどうかを判断する上で不明確な点も残り、その後各地の教育現場で紛争が繰り返された。この事件以降の詳細については、以下を参照。小泉 前掲注⁹⁷⁾, pp.207-210.

との関係、とりわけ憲法解釈に関する両者の関係の特徴を描き出すには、このようなフランス以外のヨーロッパ各国の同様の機関についても比較検討していくことが必要となろう⁽¹⁰⁰⁾。

(おくむら こうすけ
駒澤大学法学部准教授)

⁽¹⁰⁰⁾ この点、ベルギーにおけるコンセイユ・デタ立法部（フランスにおけるコンセイユ・デタ行政部に相当する組織）の制度を明らかにしたものとして、拙稿「ベルギーにおけるコンセイユ・デタ立法部による事前統制と憲法裁判所による事後統制」『駒澤法学』14巻4号, 2015.3, pp.61-88を参照。なお、ベルギーのコンセイユ・デタ立法部に関する法令の翻訳として、拙訳「ベルギーのコンセイユ・デタ立法部関係法令集」『駒澤法学』14巻3号, 2015.2, pp.23-48を参照。また、ルクセンブルクのコンセイユ・デタには現在は訴訟部がないが、諮問機関としてのコンセイユ・デタに関する法令の翻訳として、拙訳「ルクセンブルクのコンセイユ・デタ関係法令集」『駒澤大学法学部研究紀要』73号, 2015.3, pp.43-56を参照。